

20

(電子メール施行)

義号外
平成23年3月21日

各市町村教育委員会担当課長 殿

宮城県教育庁義務教育課長
(公印省略)

東北地方太平洋沖地震における応急援助費について（通知）

のことについて、東北地方太平洋沖地震災害により平成23年3月11日付けで県内全市町村に災害救助法が適用され、法に基づく応急援助費が国庫負担金の対象となります。

つきましては、被災児童生徒への学用品の給与について、平成23年3月11日付け宮城県知事から各市町村長に通知した「災害救助法による救助の実施に関する事務の処理について（通知）」に基づき、適切に事務処理願います。

なお、教科用図書に係る取り扱いについては、当課より後日通知予定ですので承知願うとともに、給与対象児童生徒等の把握に努めていただくようお願いします。

担当：宮城県教育庁義務教育課管理班
主幹（班長） 岩渕孝喜
TEL：022-211-3642
FAX：022-211-3691
E-mail:iwabuchi-k0837@pref.miyagi.jp

(電子メール施行)

義 号 外
平成 23 年 3 月 21 日

各教育事務所（地域事務所）長 殿

義務教育課長
(公印省略)

東北地方太平洋沖地震における応急援助費について（通知）

このことについて、別紙写しのとおり各市町村教育委員会あて通知しましたので、承知願います。

なお、電子メール施行のため周知できない市町村教育委員会には、各教育（地域）事務所からも対応可能な方法で周知願います。

担当：宮城県教育庁義務教育課管理班
主幹（班長） 岩渕孝喜
TEL：022-211-3642
FAX：022-211-3691
E-mail:iwabuchi-ko837@pref.miyagi.jp

(電子メール施行)



義 号 外
平成 23 年 3 月 21 日

各市町村教育委員会担当課長 殿

宮城県教育庁義務教育課長
(公印省略)

東北地方太平洋沖地震における応急援助費について（通知）

このことについて、東北地方太平洋沖地震災害により平成 23 年 3 月 11 日付けで県内全市町村に災害救助法が適用され、法に基づく応急援助費が国庫負担金の対象となります。

つきましては、被災児童生徒への学用品の給与について、平成 23 年 3 月 11 日付け宮城県知事から各市町村長に通知した「災害救助法による救助の実施に関する事務の処理について（通知）」に基づき、適切に事務処理願います。

なお、教科用図書に係る取り扱いについては、当課より後日通知予定ですので承知願うとともに、給与対象児童生徒等の把握に努めていただくようお願いします。

担当：宮城県教育庁義務教育課管理班
主幹（班長） 岩渕孝喜
TEL：022-211-3642
FAX：022-211-3691
E-mail: iwabuchi-ko837@pref.miyagi.jp